

「独占禁止法審査手続に関する指針」の原案からの主な変更点

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
1	はじめに （注1） （原案においては第1の1 （注3））	公正取引委員会の独占禁止法違反被疑事件の調査手続には、行政調査手続（排除措置命令等の行政処分 <u>の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を審査するための手続</u> ）と犯則調査手続（刑事処分を求める告発 <u>の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を調査するための手続</u> ）の二つがあるが、このうち、本指針は、公正取引委員会の行政調査手続を対象としている。	公正取引委員会の独占禁止法違反被疑事件の調査手続には、行政調査手続（排除措置命令等の行政処分 <u>を行うための調査手続</u> ）と犯則調査手続（刑事処分を求めて告発 <u>を行うための調査手続</u> ）の二つがあるが、このうち、本指針は、公正取引委員会の行政調査手続を対象としている。
2	第1の1	公正取引委員会は、独占禁止法の違反の有無を明らかにし、違反行為を排除するために必要な措置等を命じるため、違反被疑事業者等（注3）に対する調査権限を付与されており、行政調査手続において、 <u>法令に基づき手続の適正性を確保しつつ</u> 、罰則により間接的に履行を担保するという間接強制権限に基づいて立入検査、提出命令、留置、出頭命令及び審尋、報告命令等の処分を行う。	公正取引委員会は、独占禁止法の違反の有無を明らかにし、違反行為を排除するために必要な措置等を命じるため、違反被疑事業者等（注2）に対する調査権限を付与されており、行政調査手続（注3）において、罰則により間接的に履行を担保するという間接強制権限に基づいて立入検査、提出命令、留置、出頭命令及び審尋、報告命令等の処分を行う。
3	第1の3 （3）	事件調査に携わる職員は、違反被疑事業者等に対して法令上の権限を行使する立場にあること <u>及び手続の適正性を確保することが重要であることを自覚しなければならない</u> 。	調査に携わる職員は、事業者又はその従業員等に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚しなければならない。
4	第2の1 （1）	独占禁止法第47条に規定される立入検査その他の処分は、違反被疑事業者等に調査応諾の行政上の義務を課し、その履行が罰則（独占禁止法第94条）によって担保されているという意味で間接強制力を伴ったものである。 <u>したがって、罰則が適用されることがあるという意味において違反被疑事業者等が、これに応じるか否かを任意に判断できる性格のものではないが、相手方があえてこ</u>	独占禁止法第47条に規定される立入検査その他の処分は、 <u>相手方がこれを拒否した場合に直接的物理的に実力を行使して強制し得るものではないが、相手方に調査応諾の行政上の義務を課し、その履行が罰則（独占禁止法第94条）によって担保されているという意味で間接強制力を伴ったものであり、違反被疑事業者等が、調査に応じるか否かを任意に判断できる性格のものではない</u> 。

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
		<p><u>れを拒否した場合に直接的物理的に実力を行使して強制し得るものではない。</u> <u>なお、正当な理由なくこれを拒否した違反被疑事業者等には罰則が適用されることがある。</u></p>	
5	第2の1 (2)	<p>なお、違反被疑事業者等の事業所等に赴き、相手方の同意の下で資料の提出等を依頼する場合には、審査官等は、相手方に対し、<u>身分証明書等を提示した上で、当該事件調査の趣旨及び独占禁止法第47条の規定に基づくものではなく相手方の任意の協力に基づいて行うものであることを説明した上で、相手方の同意を得て行う。</u></p>	<p>なお、相手方の事業所等に赴き、相手方の同意の下で資料の提出等を依頼する場合には、審査官等は、調査の相手方に対し、当該調査の趣旨を説明するとともに、当該調査が独占禁止法第47条の規定に基づくものではなく、相手方の任意の協力に基づいて行うものであることを説明した上で、同意を得て調査を行う。</p>
6	第2の1 (3)	<p>立入検査は、違反被疑事業者等の営業部門、経理部門等その名称にかかわらず、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して行うものであり、従業員の居宅等であっても、違反被疑事実に関する資料が存在することが疑われ、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には立入検査の対象となる。</p>	<p>立入検査は、違反被疑事業者等の営業部門、経理部門、<u>法務部門</u>等その名称にかかわらず、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して行うものであり、違反被疑事業者等の従業員の居宅等であっても、違反被疑事実に関する資料が存在することが疑われ、事件調査に必要であると合理的に判断した場合には立入検査の対象となる。</p>
7	第2の1 (4)ア	<p>なお、提出を命じる際には、当該物件の原物について現状のまま提出を命じる。<u>サーバ、クライアントPC等に保存された電子データ(電子メール等のデータを含む。)</u>については、<u>記録媒体に複製及び保存したもの(必要に応じてクライアントPC等の本体)</u>の提出を命じる。</p>	<p>また、提出を命じる際には、当該物件の原物について現状のまま提出を命じる。</p>
8	第2の1 (4)ウ	<p>また、違反被疑事業者等からの求めがあれば、<u>事件調査に支障を生じない範囲で、立入検査の翌日以降に、日程調整を行った上で、公正取引委員会が指定する場所において、提出物件(留置物)の閲覧・謄写を認める(審査規則第18条)。</u> <u>日程調整を行うに当たっては、違反被疑</u></p>	<p>また、事業者からの求めがあれば、立入検査の翌日以降に、日程調整を行った上で、公正取引委員会が指定する場所において、提出物件(留置物)の閲覧・謄写を認める(審査規則第18条)。</p>

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
		<u>事業者等ができる限り早期に閲覧・謄写することができるよう配慮する。</u>	
9	第2の1 (4)エ	<u>留置物のうち、留置の必要がなくなったものについては、これを速やかに還付する（審査規則第17条）。</u>	
10	第2の2 (1)	審尋の場合には、聴取対象者が <u>正当な理由なく出頭せず又は陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用される</u> ことがある。	審尋の場合には、聴取対象者が出頭せず又は陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある。
11	第2の2 (2)ア (7)	任意の供述聴取は、審査官等が、直接又は違反被疑事業者等若しくは代理人を通じて、聴取対象者の都合を確認し、 <u>その都度</u> 、任意の協力に基づいて行う供述聴取である旨を明確にした上で、聴取対象者の同意を得て行う。	任意の供述聴取は、審査官等が、直接又は事業者若しくは代理人を通じて、聴取対象者の都合を確認し、任意の協力に基づいて行う供述聴取である旨を明確にした上で、聴取対象者の同意を得て行う。
12	第2の2 (2)ア (イ)	任意の供述聴取を行うに当たって、審査官等は、冒頭（ <u>供述聴取が複数回に及ぶ場合は初回の冒頭</u> ）、聴取対象者に対し、 <u>身分証明書等を提示した上で</u> 、任意の供述聴取である旨及び任意の供述聴取であっても事案の実態を解明して法目的を達成するためには自らの経験・認識に基づき事実を話してもらう必要がある旨を説明する。	任意の供述聴取を行うに当たって、審査官等は、冒頭、聴取対象者に対し、任意の供述聴取である旨及び任意の供述聴取であっても事案の実態を解明して法目的を達成するためには自らの経験・認識に基づき事実を話してもらう必要がある旨を説明する。
13	第2の2 (2)イ (7)	独占禁止法第47条の規定に基づき、聴取対象者に出頭を命じて審尋する場合は、 <u>その都度</u> 、出頭命令書を送達して行う（審査規則第9条）。	独占禁止法第47条の規定に基づき、聴取対象者に出頭を命じて審尋する場合は、出頭命令書を送達して行う（審査規則第9条）。
14	第2の2 (2)イ (イ)	審尋を行うに当たって、審査官は、冒頭、聴取対象者に対し、 <u>審査官証を提示した上で</u> 、その法的性格（独占禁止法第47条の規定に基づくものである旨）を説明するとともに、陳述を拒み又は虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある旨を説明する。	審尋を行うに当たって、審査官等は、冒頭、聴取対象者に対し、その法的性格（独占禁止法第47条の規定に基づくものである旨）を説明するとともに、陳述を拒み又は虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある旨を説明する。

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
15	第2の2 (3)イ	供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い(審査官等が <u>供述聴取の適正円滑な実施の観点から依頼した通訳人, 弁護士等</u> を除く。), 供述聴取過程の録音・録画, 調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモ(<u>審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から認めた聴取対象者による書き取りは含まない。</u>)の録取については, 事案の実態解明の妨げになることが懸念されることなどから, これらを認めない。	供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い(審査官等が依頼した通訳人を除く。), 供述聴取過程の録音・録画, 調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取については, 違反被疑事件の実態解明の妨げになることが懸念されることなどから, これらを認めない。
16	第2の2 (4)ア	供述聴取は, 1日につき8時間(休憩時間を除く。)までを原則とし, 聴取時間が1日につき8時間を超える場合には, 聴取対象者の同意を得るものとする。また, やむを得ない事情がない限り, 深夜(午後10時以降)に及ぶ聴取は避けなければならない。	供述聴取は, 1日につき8時間(休憩時間を除く。)までを原則とし, 聴取時間が1日につき8時間を超える場合には, 聴取対象者の同意を得るものとする。また, やむを得ない事情がない限り, 深夜に及ぶ聴取は避けなければならない。
17	第2の2 (4)イ	供述聴取において, 聴取が長時間となる場合には, 審査官等は, 聴取対象者の <u>体調等も考慮した上で, 休憩時間を適時適切に確保する。</u> なお, 休憩時間は, 原則として聴取対象者の行動を制約せず, <u>審査官等が指定した休憩時間内に, 聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げないものとする。</u> ただし, 例えば, 複数の関係者を対象として, 同日の近接する時間に聴取を実施する場合など, 休憩時間に聴取対象者が他の事件関係者と接触し, 供述内容の調整(口裏合わせ等)が行われるなどのおそれがあるときは, <u>例外的に, 審査官等が付き添う。</u> また, 食事時間等の比較的長めの休憩時間を取る場合には, 供述聴取に支障が	供述聴取において, 聴取が長時間となる場合には, 聴取対象者の休憩時間を適時適切に確保する。 なお, 休憩時間は, 原則として聴取対象者の行動を制約しないこととする。ただし, 例えば, 複数の関係者を対象として, 同日の近接する時間に聴取を実施する場合など, 休憩時間に聴取対象者が他の事件関係者と接触し, 供述内容の調整(口裏合わせ等)が行われるなどのおそれがあるときは, 審査官等が付き添う。 また, 食事時間等の休憩時間は, 供述聴取に支障が生じない範囲で, <u>聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げないものとし, 聴取対象者が必要に応じて弁護士等に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切な時間を確保</u>

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
		生じない範囲で、聴取対象者が必要に応じて弁護士等に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切な時間を確保するようにする。	するようにする。
18	第2の3 (2)	なお、違反被疑事業者等の任意の協力に基づいて報告を依頼する場合には、 <u>原則として、書面（報告書〔回答〕の様式を添付し、報告の期限を記載した報告依頼書等）</u> を送付して行う。	なお、相手方の任意の協力に基づいて報告を依頼する場合には、報告書（回答）の様式を添付した上、報告の期限を記載した報告依頼書を送付するなどして行う。

(※) このほか、技術的修正を行っております。